

○厚生労働省  
経済産業省告示第四号  
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）附則第四条の規定に基づ

き、平成二十三年<sup>厚生労働省</sup>環境省<sup>経済産業省</sup>告示第八号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する

法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により  
指定した第二種監視化学物質の名称を公示する件）の一部を次のように改正したので、同条の規定に基づき  
公示する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 山本 公一

通し番号840の項を次のように改める。

840	3 - [(2 - クロロ - 1, 3 - チアゾール - 5 - イル) メチル] - 5 - メ チル - <i>N</i> - ニトロ - 1, 3, 5 - オキサジアジナン - 4 - イミン	(5) - 6844
-----	---	------------